「国際教育交流管理システム(KUIESM)」へのアクセス手順

アクセスは、『KULASIS~京都大学教務情報システム~』を経由して行います。

1. KULASIS/KUIESMへのアクセスには、「学生アカウント(ECS-ID)」の有効化が必要です。

「学生アカウント(ECS-ID)有効化通知書」の指示に従いECS-IDを有効にしてください。 30分から1時間ほどで有効化が完了しますので、全学生共通ポータルにアクセスしてください。

https://www.iimc.kyoto-u.ac.jp/ja/services/cert/ecs_id/use/use.html

●ECS-ID有効化ページ: <u>https://ecs.iimc.kyoto-u.ac.jp/active</u>
※すでに有効化済みの方は、次項へお進みください。
●ECS-ID有効化が出来ない場合は、以下を参照してください:



2. 全学生共通ポータル にログイン → まず「KULASIS」へアクセス



3. KULASIS→「国際教育交流管理システム(KUIESM)」【留学生在籍管理機能】へ

KULASIS[登録情報]タブの「留学生在留資格・連絡先・授業料関係書類送付先の登録/更新」リンクをクリック



4. 「国際教育交流管理システム(KUIESM)」へのアクセス完了



KULASISからKUIESMへ移る途中 で、再度「認証画面」が表示された 場合は、もう一度ECS-IDで認証 しなおしてください。

★注意:

(時間が経過し、認証がタイムア ウトした可能性があります)

★KUIESMを終了する場合は、 必ずブラウザを終了してください。

★KUIESMは「日本語」と「英語」 の文字で入力するシステムです。 (詳細は、この欄を参照してください) ● もし、アクセスエラー画面が出た場合は、エラー画面内容を確認の上、<u>有効な学生番号でKULASISから再ログイン</u> してください。

京都大学 国際教育交流管理システム (KUIESM)	ł	English 日本語 終了時は、ブラウザを閉じてください。
留学生在留資格・連絡先管理機能	アクセスエラー 画面例	
選択した子主番号では、この機能は使えません。 理由: ・学生番号の在学期限切れ ・国際高等教育院の日本語聴講科目受講用の学生番号でのアクセス あなたが留学生として本学に在籍中の場合は、所属部局の有効な学生番号で、KULASISが	から再度アクセスしてく	ださい。

以下の機能の詳細は、「KUIESM」の機能にアクセスし、各項目の説明文とマニュアル等を参照してください。

在留資格変 声。期間再新計可中 請のための「所属機関用書式」作成依頼					
影明姿料			★各機能のマニュアルは、入力画面の冒頭		
書式の作成には	在留資格・連絡先・授業料関係書 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、				
	連絡先等を変更する際は、「注意事項」を確認し、				
	* 必須入力/選択 画面機能説明	機能2:マニ	ュアル		

「KUIESM」でできること:

●機能1:在留資格変更・在留期間更新許可申請のための「所属機関用書式」作成依頼

すでに有効な在留資格を保有している留学生が、地方出入国在留管理局へ、以下の申請を提出する場合に必要になる 大学発行の「所属機関用書式」の作成依頼を、留学生が「KUIESM」からオンライン申請し、受け取る機能。

- ·在留資格変更許可申請
- ·在留期間更新許可申請

大学から書式を受け取った後は、すみやかに自身で居住地を管轄する地方出入国在留管理局で、手続きを行ってください。

- ★ KUIESM内の必要書類に関する掲示、または所属部局の掲示板等を確認し、申請に必要な情報を揃えて、申請して ください。
- ★ 在留資格変更/在留期間更新は、<u>在留資格有効期限の3か月前から、地方出入国在留管理局で手続きできます。</u> 有効期限に注意し、所属部局が定める依頼期限よりさらに十分な余裕を持って、大学へ書類作成を依頼する必要が

あります。

●機能2:最新の在留資格および連絡先・授業料関係書類送付先の登録/変更

・現在保有している有効な最新の在留資格情報、または有効な在留資格を持っていない状況の登録/更新を行う。 ★以下の場合、必ず「KUIESM」上で、情報の登録/更新が必要です。

- ・入学後初めての在留資格情報の登録
- ・およびその後「在留資格変更/在留期間更新」を行った場合の「最新情報」の更新
- ・ 有効な在留資格を持たなくなった場合の状況更新、または逆に、新たに有効な在留資格を保有した場合の更新
- ・ 留学生本人の「日本での居住地」を変更した場合 ※住居地のある区役所への「住民登録変更」が必要です。

・最新の連絡先情報(以下)の登録/更新を行う。

- ・ 学生本人住所の登録/更新 → 市/区役所への住民登録変更届出と、在留カード記載事項の修正が必要です。
- ・日本国内緊急連絡先の登録/更新

・ 母国緊急連絡先の登録/更新